動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合
〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043（222）7207番
96.12.16 No.4517

千葉支社 運輸部は給料を返上しろ！ その5

労基法違反の勤務 35km/hポイント問題

【四五一二号より続く】

「予備」が交番順序に

一二月ダイ改にあたって千葉支社は、館山運転区の交番順序のなかに、「予備」を組み込んでしまうという提案を行なった。これは、明らかに、変形労働時間制を採用する場合の労基法の精神に反するものだ。

行政解釈では、**「一ヵ月単位の変形労働時間制を採用する場合には、変形期間における各日、各週の労働時間を具体的に定めることを要し、……使用者が業務の都合によって任意に労働時間を変更するような制度はこれに該当しない」**と明確にうたわれているのである。

千葉支社は、提案してしまった後になってまずいと気がつき、ダイ改の直前に予備を抜いた交番順序に組みかえてきた。ところが、団交の場では、何度議論しても自らの過ちを認めようとせず、交渉のたびに「特休が二日多かったから組み替えた」「特休が一日多かったから組み替えた」「現場で予備の回しをやりやすくするために組み替えた」「要員数から言って、本来四〇日循環で組むべきところを四二日循環で組んでしまったから組み替えた」等の誤魔化し、回答ならざる回答を続け、その結果団交をするたびに答えに窮してしまい、再回答という事態が繰り返された。結局、「予備を交番に組み込むのは好ましくない」と自らの非を認めたのはダイ改三日前の二七日である。千葉支社は、この日の団交でも、次のように誤魔化しを続けようとした。

誤魔化しの繰り返し

当 館山は要員数から言って、本来四〇日循環で組むべきところを四二日循環で組んでしまったから組み替えた。

組 問題は、「予備」を交番順序に組み込んでしまうことがいいのか悪いのかということだ。行政解釈では、各日・各週の労働時間を具体的に特定せよとうたわれている。

当 「予備」を設けることは労基法三二条付則で構わないとされている。

組 誤魔化しを続けないでほしい。「予備」を設けること自体を問題にはしてはいない。交番順序に組み込んでしまうことを言っている。

当 「予備」を設けることは労基法上構わないわけだから、……。

組 だとしたら、乗務員勤務制度で在宅休養時間、わたり時間が具体的に定められていることとの関係はどうなるのだ。交番順序を組む上で、出勤・退区時間が具体的に決まってなければいけないということではないか。

当 就業規則との関係か、……

結局、答えに窮して最終的に、ようやく「予備を交番組み込むことは好ましくない」と回答したのである。労基法を無視した勤務を作ってしまうことはもとより、ウソをついてでも間違いを認めようとしない姿勢のなかに、現在のJRの姿が象徴的に顕れていると言わざるを得ない。

しかも、このようなことが日常茶飯事なのである。例えば、所定行路に臨時行路を付け加えてしまうようなことが平気で行なわれている。これも明らかな労基法違反だ。

三五km／hポイントが残った！

今回のダイ改を通して明らかになったことはそればかりではない。

一二ダイ改以降、東浪見―長者町間の複線工事が完成し、合わせて一二〇km／h運転のスピードアップが強行された。ところが、何と東浪見駅構内の三五km／h制限のポイントをそのまま残してしまったのである。複線化されたことによって、そのポイント上を通過列車が通ることになった。うっかりして速度をおとさなければ即脱線である。

団交のなかで、この三五km／hポイント問題を追及すると、さすが千葉支社も、「問題は認識している」と回答する。しかし、だとしたら一体何故こんなことが起きたのか。

複線化工事と一緒にポイントを交換しておけば全く問題はなかったことだ。結局、複線化工事にあたって、支社のなかで施設も運輸も、こうしたことについて全く認識がなかったとしか考えられない。極々基本的な業務遂行能力・判断能力が解体してしまっているのである。

しかも、改善を求めた交渉のなかでの支社の回答は、「ポイントを交換するには数千万かかる。ATS―Pの地上子を設けるのにも一個一千万かる」「予算の関係もありるので注意喚起板を設置する」といだけなのだ。問題を承知で当面放置しようというのである。

日常業務は崩壊状態！

その他問題は、数えあげればキリがない。ダイヤ混乱時の列車整理はメチャクチャだし、運転通告券には駅名が抜けていたり、運転時分はテダラメだし、新ダイヤへの移変行路は間違っているし、日常業務はまさに崩壊状態だ。列車整理など、「整理」と言うよりは、輸送混乱をさらに拡大させていだけのようなものだ。千葉支社よ。JR総連と結託して好き放題のことをやり続けたこのツケを一体どうするのか。

（つづく）

◆破防法反対集会◆
十二月二二日(日)十三時
東京永田町・「星陵会館」
千葉駅 十一時三九分